

# 在外選挙(出国時登録申請)についてのご案内 ～国外へ転出される方へ～

日本国外に転出された方も、衆議院議員選挙、参議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票をすることができます。仕事や留学などで海外に住んでいる方が、外国にいながら選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」といい、これによる投票を「在外投票」といいます。

在外投票をするためには、あらかじめ「在外選挙人名簿」へ登録され、「在外選挙人証」の交付を受ける必要があります、出国時に申請ができます。

## 《登録申請方法》

申請者本人か、申請者から委任を受けた方が直接、松戸市役所市民課又は、各支所の窓口で申請してください。

## 《申請期間》

国外転出届を提出した日から、国外転出届に記載された転出予定日当日までの間。

## 《出国時申請要件》

- ①在外選挙人名簿に登録されていない年齢満18歳以上の日本国民であること。  
(公民権停止となっていないこと)
- ②国内の最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている者であること。
- ③国外に住所を有する者であること。

## 《申請の際に必要なもの》

### 【本人の申請】

- ・申請者の本人確認書類(旅券、マイナンバーカード、運転免許証など)

### 【申請者から委任を受けた方の申請の場合】

- ・申請者の本人確認書類
- ・申請書の申出書
- ・申請に来ている方の本人確認書類

## 《一般的な交付までの流れ》

- ①国外への転出届を出す際に、在外選挙人名簿への登録を申請する。
  - ②外国に移住後、在留届を提出する。
  - ③在外選挙人名簿の登録完了後、「在外選挙人証」が発行される。
- ※ 在外公館への申請は登録されるまで日数がかかり、登録されるまでは国外で投票することはできません。出国時申請の方が、登録にかかる日数は短くなります。
- ※ 松戸市で申請できるのは、松戸市の選挙人名簿に登録されている方です(登録予定の方を含む)。

## 出国時申請後の手続きの流れを知りたい

- ▶ 松戸市選挙管理委員会において在外選挙人名簿への被登録資格（国外での居住）を確認後、在外選挙人名簿へ登録されます。登録の際、在留届により国外の住所を確認しますので、**出国後は忘れずに在外公館に在留届を提出してください**。名簿への登録後、松戸市選挙管理委員会は在外選挙人証を作製し、在外公館に送付しますので、在外公館で、または郵送で在外選挙人証を受領することになります。在外投票をするときには、在外選挙人証が必要となります。

## 申請後、いつから投票できるようになるのか

- ▶ 原則として、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を受領した後となります。

## どのように投票することになるのか

- ▶ 在外選挙の投票方法には、①在外公館投票、②郵便等投票、③日本国内における投票の3つの方法があります。
- ① 在外公館投票は、直接日本大使館・総領事館等の在外公館に出向いて、在外選挙人証と旅券等の身分証明者を提示して投票する方法です。在外選挙を実施しているどの在外公館でも投票できますが、在外公館によって投票できる期間が異なりますので、事前に外務省のホームページ等で確認してください。
  - ② 郵便等投票は、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に対して、国際郵便等で在外選挙人証を添えて投票用紙等の交付を請求し、送られてきた投票用紙等に必要事項を記載のうえ、再び登録地の市区町村の選挙管理委員会に郵送する方法です。郵便等に要する日数などを考慮し、できるだけ早めに請求・送付を行うようにしてください。（送付費用は自己負担となります。）
  - ③ 日本国内における投票は、一時帰国した場合などに、国内で行われる通常の期日前投票や不在者投票、当日投票の方法で投票を行う方法です。手続きには、それぞれの国内における投票方法と同じですが、在外選挙人証の提示が必要となることに注意してください。

## 名簿への登録申請は、従来どおり在外公館で行うこともできるか

- ▶ 可能です。  
ただし、登録されるには、領事館の管轄区域に3か月住所を有することが必要となるなど、出国時申請と比較し、登録までに日数を要することに注意してください。

## 帰国後には、選挙でどのように投票することとなるのか

- ▶ 基本的に、帰国後転入届を提出してから3か月経過後に、帰国した先の市区町村の選挙人名簿へ登録されるので、その市区町村で投票することが可能となります。  
ただし、選挙人名簿に登録される前でも、国政選挙については、帰国後転入届を提出してから4か月間は在外選挙人名簿の登録が残りますので、その間は、在外選挙人名簿に登録された市区町村で投票できます。  
なお、帰国後転入届を提出して4か月後には、在外選挙人名簿から抹消されますので、在外選挙人証を直接又は郵送で在外選挙人名簿に登録されていた市区町村に返却してください。

【お問い合わせ】松戸市選挙管理委員会事務局

Tel : 047-366-7386 Fax : 047-369-3360

E-mail: mcsenkyokanriinkai@city.matsudo.chiba.jp